

新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議（第8回）の議題に関する意見

福岡教育大学 一木 薫

○p.3 に示された「これからの特別支援教育の方向性」と「実現するため」の課題から、本まとめの構成を理解し、後の章を拝読しました。以下に、気づき等をコメントいたします。

○「めざす構想」と「現行の制度設計」、「今後の課題」の対応をより明確に示す観点から、見出しを含め工夫ができるとよいのではないかと。特に、「特別支援教育に携わる教師の専門性の向上」については、向上を図ることが必要な「専門性」の中身が伝わりにくい。特別支援教育の担い手が拡大する中、その担い手に求められる「専門性」の中核は何かを明示し、現場の先生方、教育行政、養成大学で共通の認識とすることが、「専門性の向上」に向けた策を講じるために重要不可欠である。

－「特別支援学級、通級による指導を担当する教師に求められる専門性」には「自立活動」が明示されるのに対し、「全ての教師」や「特別支援学校の教師」については明示されない（特別支援学校の教師について「自立活動」の表記が見られるのは（養成）の項）。

\*上記に関連し、以下について、改めて共有していただきたい。

○多様な学びの場における障害のある子供の学びの充実を実現するためには、特別支援学校によるセンター的機能の一層の強化が求められる。この機能を支えるのは、特別支援学校の教師の専門性であり、その中核は「自立活動」である（※1）。

○しかし、特別支援学校教諭免許状には、自立活動に関する科目履修の規定がないために、自立活動に関する教員養成－現職研修の体系化が図られていない現状にある（※2）。

○今後の免許状の在り方については、まず、現行の免許法に基づくこれまでの取組を総括し、エビデンスに基づく検討を行うことが不可欠である。

※1 「特別支援教育とは」（中教審答申 H17.12.8）、自立活動の意義、目標（特別支援学校学習指導要領）、それぞれの学びの場の教育課程を構成する教育内容（学校教育法施行規則）の観点からも明白である。

※2 特別支援教育を担う教師には自立活動に関する理解が求められることから、小学校等の教員免許状取得に際し必修化された「特別支援教育に関する科目」のコアカリキュラムには、自立活動が明記された。